状況、 支援について検討して参りた 推移を見極めまして、さらに 運営状況と管内、 大成区のグループホーム開設 入れた形で、今後の北檜山区 また民間の参入も十分視野に 瀬棚区のグループホームの 認知症高齢者の現状 管外の入居

いと考えております。

## ·再質問

いうことですが、私も普通は 民間の参入も視野に入れると ただいまの町長の答弁で

ないのか。 後出来るのか、 瀬棚区のような町支援で今

かをお聞きします。 る学校を貸していただけるの 病院の看護師寮や左股小学校 という方がいる場合に、国保 でグループホームをやりたい 一股小学校など休校されてい それからまた、例えば民間

## 合・町長

もありませんので検討をして 現在まだ民間等から申し入れ いないというのが実態です。 になると考えます。 これから改めて検討すること 域でグループホームを開設し たいという申し入れがあれば しかし、民間がぜひこの地 具体的な内容については、

# 民間でやるものだと考えます あるいはでき 推進に向けての要請活動について 大成区都地区市街地の道路拡幅と街並み整備事業の

### 湯 員 郷 議員

ます。 立っていないのが現状であり 活動をしてきた所であります。 期成会を結成しその都度要請 民にとってこの整備事業は、 に向けての今後の要請活動に 拡幅と街並み整備事業の推進 長年にわたる懸案事項であり います。大成区都市街地の住 ついて、町長にその所見を伺 しかし今だ何ら先のメドが 大成区都地区市街地の道路

るマスタープランの策定にお 路改良事業推進と一体となっ 的に推し進めていくには、町 いて同地区の整備事業を具体 備計画の基本的な計画いわゆ た環境造りが不可欠でありま 自体がこうした計画を持ち道 新町においては、街並み整

にしっかりと組み入れられて 行くように、今後は地域住民 北海道の道路整備事業計画

> し進めて行くべきと考えます。 達成にむけて、その準備を押 政と住民が一体となって事業 ら、あらゆる情報を共有し行 期成会とよく連携を保ちなが

## 答・町長

ましたが、大成区都地区市街 町政執行方針でも申し上げ 引続き国、 道に強く要望

います。

備の中、 事を望んでおります。 備事業の推進については、私 地の道路拡幅改良と街並み整 整備促進の中で富磯、 も早期に整備促進が図られる き続き要望している所でござ てと位置づけ、道に対して引 都地区改良事業の促進につい 新町においても交通網の整 道道北桧山大成線の 上浦、

アクセス網の早期着工を要望 街並み再整備と合わせた交通 している所であり、 土木行政懇談会においても、 去る十一月二十四日開催の 更に現在



れている方の意向を十分聞く らない諸問題もたくさんあり るなど今後解決しなければな 敷地内に住宅が建設されてい ますが、いずれにしても道路 整備の中でも盛り込んでおり 地域間交流の促進及び集落の 自立促進市町村計画の交通 まいります。 をお願いしながら今後引き続 とともに地域の積極的な協力 ます事から、地域に住まいさ 通信体系の整備、 道に対し強く要請して せたな町過疎地域 情報化及び

整備されていない状況にあり 富磯、上浦、 区宮野から太田までの区間で 道道北桧山大成線で、 都市街地がまだ

改良工事に着手すると聞いて 六年間平成二十三年をメドに 的な用地測量に入り、 地権者からおおむね同意を得 たことから、十八年から本格 区に整備事業の提起があり 富磯上浦の未改良地 向こう

います。

町と期成会が一緒になって作 り上げていかなければならな 都市街地の改良に着手できる いと考えます。 よう、その環境整備を今から 良が終わるとされる平成二十 三年に、間髪入れず継続的に 是非とも富磯上浦地区の改

部に住宅がかかっているなど 強会も含め、一年でも早く実 題も山積みのようです。 解決しなければならない諸問 現できるよう、その準備を来 今後は、こうした課題の勉 都市街地は、道路用地の一

> 困難であるということは実は となどから、この用地買収が がまだ入っていないというこ 地が確定をしていない、国調

土現の方から指摘されており

か伺います。 年から立ち上げる考えはない

まいります。

おります。 整備するという予定になって でおりまして、その後平成十 かけて富磯上浦工区、 八年から二十三年の六年間を 向けて道道の改良工事が進ん 現在、 帆越山から大成側に これを

一十三年に引き続きまして都 私としては、この完成年次

> 現在問題指摘されている事項 という土現の考え方がある。 ことからその補償ができない 地内に住宅が建設されている と考えておりますが、 し上げましたように、道路敷 につきましては、 工区の改良を進めていきたい 先ほども申

そのことにつきましては、

六年の水揚げ額をうかがいま 域における、平成十五年・十

答・町長

決に町側としても努力をして 十分相談を申し上げて、でき これから地区の期成会等とも るだけこういった部分での解 す。



# 継続事業の見直しについて

### 菅 原 義 幸 議員

げができる」と答弁しました。 静穏海域で十八億円位の水揚 三年に町長は、「完成すると ①事業が開始された昭和六十 プロジェクトについて かかり島から南側の静穏海 瀬棚港マリン・タウン・

それが一つと、民地間の用

②最近三年間の、工事請負業 かがいます。 業者の下請け実績も含めてう 者と請負金額について、町内

算されていました。 事業費は二百五十七億円と計 十年とされ、民間分を含む総 ③当初事業の完成年度は平成

はないでしょうか。 定かではありません。 破した現在も、完成の時期は しかし、総額三百億円を突 一定の段階で休止すべきで

> 見合ったものにすべきではな 再評価し、 いでしょうか。 投入費用と事業効果の関係を 新町の財政実態に

## 新町の財政状況を見ながら 判断したい

②別表のとおり。 六年二千百五十五万円です。 成十五年一千二十七万円、十 (一)①静穏海域の水揚げは平

見直し、十五年度にある程度 ③この事業は十年間の計 りました。 業に取り組んでいける形にな 静穏度が確保され、 したが、平成十年度に計画を 増養殖事 画で

要であり、 ながら進めていきたいと考え ク百メートルほどの整備が必 ただ、外防波堤消波ブロ 漁業者の声を聞き ツ

(二)様々な継続事業を抱えて

(二) この他の継続事業も、

### 2 別表

工事請負金額及び請負金額 下請け業者 年 度 29,285万円 松 本 組 橘建設 • 細川建設工業 15年度 32,235万円 高 木 組 松 本 組 45,865万円 16年度 佐藤建設 • 細川建設工業 15,382万円 高 木 組 藤・富士サル・能登共同企業体 17年度 30,450万円 L な 森 川 組 23,047万円

> 休止のタイミングを正確に判 計画書によく目を通し、 事業

町の財政状況を見ながら判

したいと考えています。

いますが、

事業評価をし、

新

これも実現性のないものでし の新計画を策定しましたが、 換を余儀なくされました。 済の崩壊と同時に根本的な転 タートしましたが、バブル経 平成十一年、見直しのため 答·町長

可能な数字です。 答弁に見られる通り、 げは六億一千八百万円ですが、 十九年度までの九年間の水揚 によると、平成十一年度から 域での養殖事業収支試算表. 新計画で示された「静穏海 実現不

かで確保される状況まで来て

現在この静穏海域も、

何年

財政的ダメージを受けました。 に踏み切らざるをえなくなり 民が納得しないまま町村合併 旧町は財政悪化のため、町 事業費の町負担金は五十億 起債も四十五億円を越え、

円の負担を強いられることに 引き継ぐと、 なります。 この事業をそのまま新町に 毎年一億二千万

断してください。

総事業費二百五十七億円でス

出を目的に、昭和六十三年に クトは、機能的な港湾都市創 (一)③マリンタウンプロジェ

建設しました。

入を得ることを目的として

昨 年、

売電収

七億円で洋上風力発電施設を

期になってきております。 ぶん落ちている状況です。 も当初予定から見ますとずい 画変更の中で、ずいぶんと長 クトは議員ご指摘の通り、 (一)③マリンタウンプロジェ また、静穏域内での水揚げ 計

ます。 おり、 せていただきたいと考えてい ので、これについては継続さ 度を確保しなければならない なんとしてもこの部分の静穏 メートル程度が必要です。 増養殖事業を行うためには 消波ブロックはあと百

する部分も出てくるのではな 効果も考えながら、 議をさせていただき、 いかと考えています。 については、十分これから協 ただその後の内陸部の整備 見直しを 費用対

財政的に行き詰る前に、 新

①旧瀬棚町は 問 洋上風力発電事業について

となり、十七年間で三億五千 しました。 れば年間収入は五千五百万円 あたり十一円九五銭で売電す 会で当時の町長は、 町議会洋上風車建設特別委員 万円の余剰金が生ずると説明 六十六万KWを発電し、 平成十四年三月開催の瀬棚 年間四百 キロ

議会に提出しました。 黒字が明確にされている」と きである」との調査報告書を して「建設を強く推進するべ 十七年間の収支についても 特別委員会は同年五 月

ました。 価も当初の額を大きく下回り は三百四十四万KWで計画の たが、平成十六年度の発電量 七十四%にとどまり、 成十五年一月に発注されまし 工事は、 町長選挙直後の平 売電単

洋上風力発電事業に対する

べきではないでしょうか。 ②この事業は、収支決算を明 町長の政策的評価を伺います。

# 検討したい会計は任意で適用するか町にとってプラス要因

## 答・町長

全国に先駆けて実施した羊上当町は風力資源が豊かで、強くなると思います。強くなると思います。

を国に先駆けて実施した洋上全国に先駆けて実施した洋上 風力発電事業は評価するところです。 しかし、平成十五年四月施 しかし、平成十五年四月施 (RPS法)で売電方法が変わ

は事実です。
価からずいぶん下がったことますが、売電単価が当初の単電は守秘義務契約とされてい電は守秘表務契約とされていますが、売電単価が当初の単

電力にも売電しました。

にさがり、十六年度実績では十六万KWが四百二十万KW発電量も当初計画の四百六

ではいます。 本語による減少分を補正し でも四百二十万KWには到達 でも四百二十万KWには到達 でも四百二十万KWには到達 でも四百二十四万KWでした。

洋上風車をきっかけに運転 事業で、固定資産税や法人税 を見込めるので町にとってプ ラス要因になると考えます。 ②風力発電の会計は、地方公 営企業法や電気事業法上の位 営企業法や電気事業法上の位 どうか、質問の趣旨も考慮し どうか、質問の趣旨も考慮し

百万円の六割にさえ届きませ

## ・再質問

七億円もの巨費を投じたこ の事業は、初めから採算の見 の事業は、初めから採算の見 の事業は、初めから採算の見 をの取引額を加えても予定単 との取引額を加えても予定単 との取引額を加えても予定単

あり、これに諸経費を加えるり約二千八百万円の償却額でとすれば、均等償却で年あた③風車の耐用年数を二十五年

(4)今のところ借金返済は利息 (4)今のところ借金返済は利息 のみで年間五百六十万円です のみで年間五百六十万円です が、平成十九年度からは、年 間二千六百万円から最大三千 二百万円の元金が加算され、 三本が、平成十九年度からは、年 が、平成十九年度からは、年 であり、不採算の 最大の原因になっています。 これらは、着工前から予測 これでいたものですが、この されていたものですが、この されていたものですが、この されていたものですが、この されていたものですが、この

## 答·町長

旧瀬棚町の設置とはいえ、合併後は、新町が設置者ということになりますので、町のうことになりますので、町のうことになりますので、町ののに対しておりますので、町ののに対している。

おります。 心配される部分もありますので、今後とも、しっかりと

つきましても、バランスシーにならないのかということにさらに特別会計が企業会計

たを作成するなど、地方公営た業法を任意で適用するかどが、ということを含めて検が、ということを含めて検

## 制定について明具倫理条例の

で禁止しました。「平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平成十二年に改正された北の平域十二年に改正された北の平域を表表しました。

を求めます。ところが旧瀬棚町においてを業振興課長は、町長公認の産業振興課長は、町長公認の産業振興課長は、町長公認の産業振興課長は、町長公認の産業振興課長は、町長公認の産業振興課長は、町長公認の

②町民の税金で関係業者と飲のでは、所されるのののでは、関係業者と距離を保つがき公務員としては、相互の関係を食することは、相互の関係をできるのでは、相互の関係をはいては、相互の関係をと飲いては、対しては、

を伺います。 れますよう強く要求し、 倫理に関する条例」 した「せたな町職員の公務員 新年度までに、道条例に準拠 行き過ぎた行為を正すために 瀬棚町時代のこのような を制定さ

## 制定に向け検討

## 答·町長

から国家公務員倫理法を施行 環として、都道府県で初めて 理の反省と再発防止対策の一 ①国においては平成十二 職員倫理条例を平成九年四月 、北海道では一連の不正経 一年度

なければならないことは、 不信感を招かないように勤め にかかわらず、町民の疑惑や 倫理条例や規則等の有無

ました。

別職であるか一般職であるか を問わず、すべての町村職員 に施行しています。 当然のことながら、 常勤特

支出内規によって、適切・適 うまでもありません。 '食糧費・負担金及び交付金 公費による会食は、 せたな

> あり、 うにすべきです。 ながら、公務員としてのモラ ②職員の研修等の機会を通じ 規定が必要だと認識していま て指導を行うと共に、 ルの徹底と意識の高揚につい 拡大解釈にならないよ 一定の

たいと考えます。 に向けて検討させていただき 村の先進事例を参考に、 北海道のみならず、 他市町 制定

も千ページを越えており、今 指摘してきた問題です。 日もその一部を議場に持参し 平成十二年六月から一貫して る関係業者との飲食の問題は、 ①②産業振興課長の公費によ そのために取寄せた公文書

て突出しており、 くような記録が残っておりま また同課長の出張も際立っ 出勤簿に驚

考えております。

したがいまして、

せたな町

との飲食は、

適正ではないと

このような町職員と関係業者

であるとしたならば、

やはり

①②先ほどの質問が仮に事

実

む議会における私の指摘に対 予算・決算特別委員会を含

出内規の適切・適正な執行を 食糧費・負担金及び交付金支 弁まで行いました。 者の飲食を公然と擁護する答 当時の町長は、課長と関係業 だけでなく、本年六月議会で して本人は、 誤りを認めない

正に執行されることが肝要で

約しているこのご時世に全く れないことであり、税金によ 密な関係は公務員として許さ る飲み食いは問題外です。 本、コピー用紙一枚まで節 財政健全化のために、鉛筆 関係業者との必要以上の親

解を伺います。 のような飲食は、 理条例制定前であっても、こ そぐわない行為です。 止すべきと思うが、 強調していますが、町職員倫 町長は、職員の意識改革を 例外なく禁 町長の見

> まいりたいと思っています。 つながらないように配慮して いますし、内規の拡大解釈に させていただきたいと思って

ます。 討させていただきたいと思い で済ますことができるのか検 るいは一定の規定というもの 例まで作るのがいいのか、 条例の制定については、 あ

断しております。 なっているということから、 るいは総合支所という組織に 職員数が多いということ、 定の規定を作るべきだと判 いずれにしましても新町は あ





### す るかも・ .. 冬

です 2 の気持ちを忘れず 安全運転 「歩きにくい」 歩行者も 道路にな する時など充分注意し